

奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七号

奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良県議会委員会条例（昭和三十一年八月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中 「厚生委員会 九名」を「厚生委員会 八名」に改める。
「経済労働委員会 八名」 「経済労働委員会 九名」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。